



鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月28日

鴨川市長

佐々木 久之

鴨川市条例第 28 号

鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例（令和3年鴨川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1交流棟の表中「又は宣伝」を削り、同表客室の部宿泊を伴う場合の項中「3,000円」を「4,000円」に改める。

別表第1の2体育館の表、別表第1の3フットサルコート of 表及び別表第1の4附属設備の表中「又は宣伝」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1の1交流棟の表客室の部宿泊を伴う場合の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用する鴨川市小湊さとうみ学校の利用に係る使用料（この条例の公布の日（以下「公布日」という。）前に許可を受けた施行日以後に利用する鴨川市小湊さとうみ学校の利用に係る使用料を除く。）について適用し、施行日前に利用した鴨川市小湊さとうみ学校の利用に係る使用料及び公布日前に許可を受けた施行日以後に利用する鴨川市小湊さとうみ学校の利用に係る使用料については、なお従前の例による。